

令和8年第3回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和8年9月2日（水）

2 令和8年第3回市議会定例会に付議する案件

報 告 案 件	1件
条例改正案件	4件
補正予算案件	6件
決算認定案件	10件
計	21件

《報告案件》

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（総務部）

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するもの。

1 健全化判断比率（単位：％）

指 標 名	令和7年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.52	20.00
連結実質赤字比率	—	18.52	30.00
実質公債費比率	10.0	25.0	35.0
将来負担比率	66.2	350.0	

2 資金不足比率（単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
美唄市病院事業会計	—	20.0
美唄市水道事業会計	—	20.0
美唄市工業用水道事業会計	—	20.0
美唄市下水道事業会計	—	20.0

※「—」は資金不足額のない会計を表す。

《条例改正案件》

2 美唄市基金条例の一部改正の件(総務部)

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の融資を受けた事業者に対し、市が実施する利子補給に要する費用の財源に充てるため設置していた美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金について、利子補給に要する事業が完了したことから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金の項を削る(第2条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

3 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(消防本部)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和8年政令第179号)が令和8年5月27日に公布され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されたことから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

葬祭補償の定額部分の額を改める(第18条関係)。

〈施行期日等〉

- ・ 公布の日から施行する。
- ・ この条例による改正後の美唄市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた美唄市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- ・ 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の美唄市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの(その額が660,000円未満であるものに限る。)の支払いは、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

4 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和8年内閣府令第3号)が令和8年2月13日に公布され、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定が整備されたため、設備及び運営基準に対応する必要な改正を行うほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和8年内閣府令第10号)が令和8年3月16日に公布され、保育士の人員配置基準が緩和されたことから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設に係る文言等を整備する(第7条、第19条、第28条、第30条、第36条、第49条、附則第3項、附則第6項及び附則第9項関係)。
- ・小規模保育事業等における理学療法士等の配置に関する特例基準を整備する(第32条、第45条及び第48条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

5 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和8年内閣府令第3号)が令和8年2月13日に公布され、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定が整備されたため、定義の整理、満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員数の追加及び満3歳以上保育認定子どもの優先利用に関し、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設に係る文言等を整備する(第1条、第2条、第6条、第7条、第9条、第12条、第13条、第20条、第22条、第25条、第34条、第35条、第39条、第40条、第42条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第50条の2及び第51条関係)。
- ・満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員に係る規定を整備する(第36条関係)。
- ・満3歳以上限定小規模保育事業の利用の選考に伴う規定を整備する(第38条関係)。

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の特定教育・保育施設等との連携に伴う規定を整備する(第41条関係)。

＜施行期日＞

公布の日から施行する。

《補正予算案件》

6 令和8年度美唄市一般会計補正予算(第6号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

7 令和8年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)(市民部)

補正内容 経営会議資料

8 令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)(保健福祉部)

補正内容 経営会議資料

9 令和8年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

10 令和8年度美唄市工業用水道事業会計補正予算(第1号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

11 令和8年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

《決算認定案件》

12 令和7年度美唄市一般会計決算認定の件(総務部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
19,514,817,203円	18,997,578,337円	517,238,866円

13 令和7年度美唄市民バス会計決算認定の件(市民部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
52,432,450円	52,432,450円	0円

14 令和7年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件(市民部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
2,460,283,195円	2,392,662,696円	67,620,499円

15 令和7年度美唄市介護保険会計決算認定の件(保健福祉部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
3,136,299,294円	3,053,775,510円	82,523,784円

16 令和7年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件(保健福祉部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
267,847,212円	267,847,212円	0円

17 令和7年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件(市民部)

(歳入)	(歳出)	(差引き)
842,285,698円	840,220,398円	2,065,300円

18 令和7年度美唄市病院事業会計決算認定の件(病院事務局)

収益的収入	1,683,260,902円
収益的支出	1,981,724,434円
差 引 き	△298,463,532円
資本的収入	416,076,000円
資本的支出	538,659,432円
差 引 き	△122,583,432円

19 令和7年度美唄市水道事業会計決算認定の件(都市整備部)

収益的収入	646,515,698円
収益的支出	617,707,355円
差 引 き	28,808,343円
資本的収入	235,349,644円
資本的支出	427,541,724円
差 引 き	△192,192,080円

20 令和7年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件(都市整備部)

収益的収入	60,619,336円
収益的支出	66,126,540円
差 引 き	△5,507,204円

資本的収入	31,200,000円
資本的支出	56,121,428円
差 引 き	△24,921,428円

21 令和7年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件(都市整備部)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、令和7年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおりに処分することについて議会の議決を求めるもの。

【剰余金の処分】

資本金への組入	44,036,376円
---------	-------------

【決算の認定】

収益的収入	1,157,299,459円
収益的支出	1,149,488,161円
差 引 き	7,811,298円

資本的収入	482,105,600円
資本的支出	993,470,677円
差 引 き	△511,365,077円

日程(予定)

8月20日(木) 経営会議	9月1日(火)	13日(日)
21日(金)	2日(水)	14日(月)
22日(土)	3日(木)	15日(火)
23日(日)	4日(金)	16日(水)
24日(月)	5日(土)	17日(木)
25日(火)	6日(日)	18日(金)
26日(水)	7日(月)	
27日(木)	8日(火)	
28日(金)	9日(水)	
29日(土)	10日(木)	
30日(日)	11日(金)	
31日(月)	12日(土)	

令和8年度 一般会計補正予算案（第6号）

補正前の額	21,460,555
-------	------------

(千円)

歳出補正			歳入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)
2 総務費	地域公共交通活性化・再生総合事業	10,918	6,413	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金)
1 総務管理費	補正内容 増額	給料 1,640	4,505	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
10 市民生活費	国道12号線を運行している北海道中央バス株式会社の岩見沢美唄線が、令和8年9月末をもって廃止されることに伴い、交通空白地が発生する。このため、峰延地区から美唄市街地を結ぶ予約制の定時定路線バス実証運行を行うもの。	需用費 471 役務費 30 委託料 4,212 備品購入費 4,565			
2 総務費	基金積立金(財政調整基金)	233,000	233,000	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
7 基金造成費	補正内容 増額	積立金 233,000			
1 基金造成費	法令等に基づき、令和7年度決算剰余金のうち、2分の1を下らない金額を財政調整基金に積立てるもの。				
3 民生費	障がい者福祉一般管理事務	821	410	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (地域診療情報連携推進費補助金)
1 社会福祉費	補正内容 増額	委託料 821	411	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
2 障がい者福祉費	マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するため、障害者福祉システムの必要な改修を行うもの。				
4 衛生費	子ども医療費助成事業	2,723	1,361	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 3 衛生費国庫補助金 (地域診療情報連携推進費補助金)
1 保険衛生費	補正内容 増額	委託料 2,723	1,362	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
2 子ども医療費	マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するため、医療費助成システムの必要な改修を行うもの。				

歳 出 補 正					歳 入 補 正					
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)			
6	農林費	地域農業構造転換支援事業	10,892		10,892	道 支 出 金	17 道支出金			
							2 道補助金			
							4 農林費道補助金			
							(地域農業構造転換支援事業費補助金)			
1	農業費	補正内容 増額 国の「地域農業構造転換支援対策」を活用し、担い手の育成・確保に向けた地域農業の構造転換を集中的に推し進めるため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業機械等の導入を支援するもの。	負担金補助及び交付金	10,892						
4	農業振興費									
6	農林費	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業	45,894		45,894	道 支 出 金	17 道支出金			
							2 道補助金			
							4 農林費道補助金			
							(スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金)			
1	農業費	補正内容 新規 国の「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」を活用し、産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施するために必要な農業機械等の導入を支援するもの。	負担金補助及び交付金	45,894						
4	農業振興費									
9	消防費	消防装備整備事業	1,722		843	道 支 出 金	17 道支出金			
							2 道補助金			
							7 消防費道補助金			
							(林業・木材産業循環成長対策交付金)			
1	消防費	補正内容 増額 道の林業・木材産業循環成長対策交付金を活用し、山火事等に必要となる資器材を購入するもの。	備品購入費	1,722	879	一 般 財 源	21 繰越金			
1 繰越金										
1 繰越金										
(繰越金)										
1	常備消防費									
10	教育費	美唄市内高校支援事業	6,200		6,200	一 般 財 源	21 繰越金			
							1 繰越金			
							1 繰越金			
							(繰越金)			
1	教育総務費	補正内容 増額 市内道立高校の魅力ある高校づくりを支援するため、道立高校が行う教育活動に要する経費の一部を補助するもの。 9月から美唄尚栄高校が実施する生成A Iを活用した取り組みに対し、支援をする。	負担金補助及び交付金	6,200						
2	教育振興費									
12	公債費	市債償還元金	25,440		25,440	一 般 財 源	21 繰越金			
							1 繰越金			
							1 繰越金			
							(繰越金)			
1	公債費	補正内容 増額 令和7年度に借り入れた美唄国設スキー場整備実施設計業務委託に係る市債について、当該事業の支出が発生しなかったことから、繰上償還するもの。	償還金、利子及び割引料	25,440						
1	元金									
補 正 額			337,610		337,610					

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目（節）
			8,184	国庫支出金	・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 6,413千円 ・ 地域診療情報連携推進費補助金 1,771千円
			57,629	道 支 出 金	・ 地域農業構造転換支援事業費補助金 10,892千円 ・ スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金 45,894千円 ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金 843千円
			271,797	一 般 財 源	【一般財源の内訳】 ・ 繰 越 金 271,797千円
補 正 後 の 額		21,798,165			

令和8年度 国民健康保険会計補正予算案（第1号）

補 正 前 の 額			2, 682, 866		
(千円)					
歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額 財源区分 款 項 目 (節)
5	基金積立金	基金積立金 (国民健康保険支払準備基金) 補正内容 増額 令和7年度決算剰余金を国民健康保険支払準備基金に積み立てるもの。	67, 620		67, 620 一 般 財 源 8 繰越金
					1 繰越金
					1 繰越金 (繰越金)
1	基金積立金		積 立 金	67, 620	
1	基金積立金				
補 正 額			67, 620		67, 620
					67, 620 一 般 財 源 【一般財源の内訳】 繰 越 金 67, 620千円
補 正 後 の 額			2, 750, 486		

令和8年度 介護保険会計補正予算案（第2号）

補 正 前 の 額	3,110,402
-----------	-----------

(千円)

歳 出 補 正				歳 入 補 正			
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目
4	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	35,124		35,124	一 般 財 源	9 繰越金
							1 繰越金
							1 繰越金
							(繰越金)
1	基金積立金	補正内容 増額 令和7年度決算剰余金のうち、過年度精算に伴う返還金を差し引いた額を介護給付費準備基金に積み立てるもの。	積 立 金	35,124			
1	介護給付費準備基金積立金						
6	諸支出金	過年度精算金	47,400		47,400	一 般 財 源	9 繰越金
							1 繰越金
							1 繰越金
							(繰越金)
1	諸費	補正内容 新規 令和7年度介護保険給付費負担金等の精算に伴う超過交付分を返還するもの。	償還金、利子及び割引料	47,400			
3	諸費						
補 正 額			82,524		82,524		
					82,524	一 般 財 源	【一般財源の内訳】 繰越金 82,524千円

補 正 後 の 額	3,192,926
-----------	-----------

令和8年度 美唄市水道事業会計補正予算案（第1号）

(千円)

支 出 補 正			収 入 補 正				
款 項 目	事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目	
	水道事業	2,420					
	補正内容 増額 現在使用している公営企業会計財務システムについて、今後、庁舎内へのサーバーの移設が必要となることやメンテナンスに多額の費用がかかることから、プロポーザル方式にて新たなシステムの導入を行うものの。	1 水道事業費用	2,420				
		1 営 業 費 用					
		4 総 係 費					
補 正 額		2,420		0			

令和8年度 美唄市工業用水道事業会計補正予算案（第1号）

(千円)

支 出 補 正			収 入 補 正				
款 項 目	事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目	
	工業用水道事業	880					
	補正内容 増額 現在使用している公営企業会計財務システムについて、今後、庁舎内へのサーバーの移設が必要となることやメンテナンスに多額の費用がかかることから、プロポーザル方式にて新たなシステムの導入を行うものの。	1 工 業 用 水 道 用 事 業 費	880				
		1 営 業 費 用					
		3 総 係 費					
補 正 額		880		0			

令和8年度 美唄市下水道事業会計補正予算案（第1号）

(千円)

支 出 補 正			収 入 補 正			
款 項 目	事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目
	下水道事業	2,420				
	補正内容 増額 現在使用している公営企業会計財務システムについて、今後、庁舎内へのサーバーの移設が必要となることやメンテナンスに多額の費用がかかることから、プロポーザル方式にて新たなシステムの導入を行うもの。	1 下水道事業費用	2,420			
		1 営業費用				
		4 総係費				
補 正 額		2,420		0		